
次世代ネットワークに係る接続ルールの 在り方について

平成19年11月16日

株式会社ケイ・オプティコム

はじめに

次世代ネットワーク（NGN）に係る接続ルールの在り方について、弊社意見をヒアリング頂ける機会を与えて頂き、誠にありがとうございます。

- 弊社をはじめ電力系事業者は、NTT東西のネットワークや設備を利用して電気通信事業を営む中継事業者・ISP事業者とは異なり、**NTT東西とアクセス網において設備競争やサービス競争を展開している事業者**です。
- このような競争環境・事業展開は、**地域におけるFTTHによる超高速ブロードバンドの普及促進、延いてはデジタル・ディバイド解消等の地域活性化にも寄与しているもの**と考えております。
- 本日は、固定電話での莫大な財務基盤・設備基盤を梃子に**強大な支配力を持つNTT東西と競争している地域の中小事業者という立場、またNTT東西と同様の設備構築事業者という立場**で、如何に公正な競争環境や利用者利便性を実現するかという観点から、NTT東西のNGNに係る接続ルールの在り方について意見を述べさせていただきます。

1. NTT東西のNGNの扱い等について



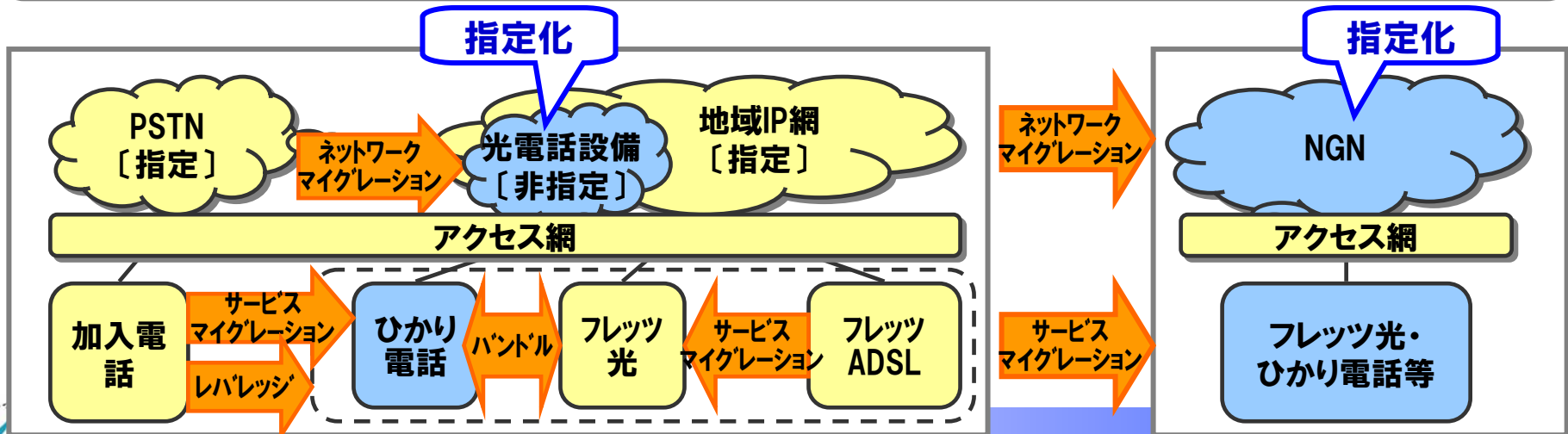
2. 分岐端末回線単位の接続料設定について



1. NTT東西のNGNの扱い等について ～ (1) 指定電気通信設備の範囲 ～

- NTT東西は、NGNのサービス料金を現行の音声電話・高速インターネット接続サービスと同水準に設定し、新規加入者は全てNGNに收容すると共に、現在光回線（Bフレッツ等）を利用しているユーザも追加工事なしでNGNに移行可能とするとの報道があった
- NTT東西は加入電話に起因する市場支配力を電気通信事業全般において発揮し、自社内で設備・サービスのマイグレーションを加速させている

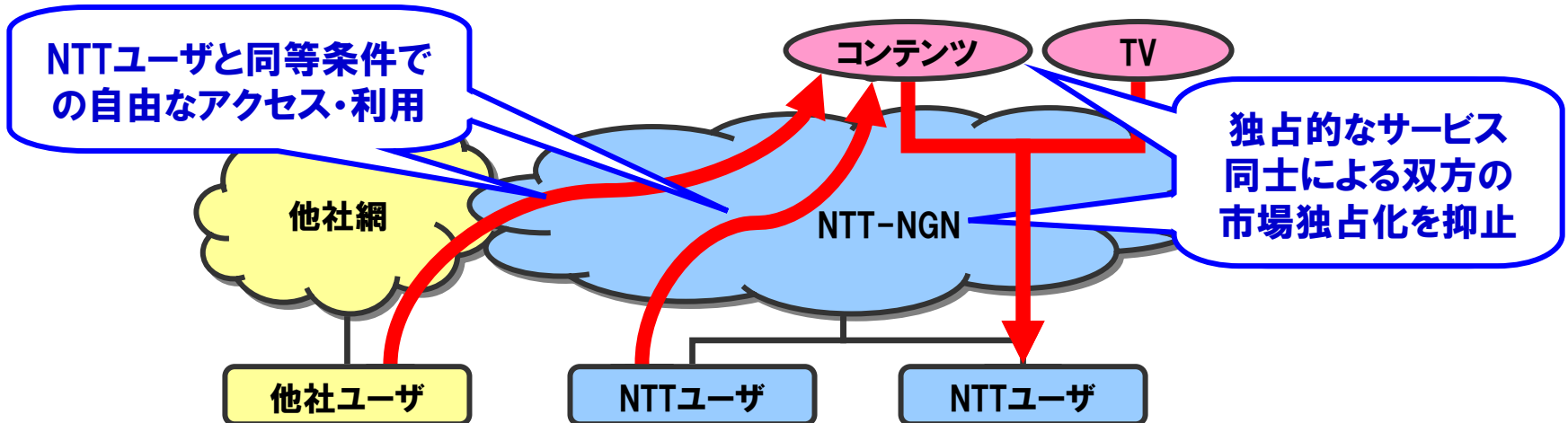
- ①前提として、ボトルネック設備であるアクセス網と不可分・一体的に構築されるNGNは、**そもそも指定電気通信設備として指定すべき設備**である
- ②現在、指定電気通信設備であるPSTNや地域IP網を利用してNTT東西が提供しているサービスの「**マイグレーション先となるサービス**」を提供するためのNGN設備は、**当然、指定電気通信設備として指定し、引き続きサービス規制・行為規制の適用が必要**である
- ③現行の**光電話設備も指定電気通信設備に指定**の上、NGNへの移行が完了するまで、**地域IP網と共に継続して指定電気通信設備としておく必要がある**



1. NTT東西のNGNの扱い等について ～(2) プラットフォーム機能等～

既存のIPネットワークと異なり、NGNの特徴としては、認証・課金機能やQoSを確保して通信を行うための帯域制御機能が挙げられる

- ①コンテンツプロバイダー等の事業者に対するオープン化だけでなく、利用者の利便性向上・公平性を図る観点から、**NTT東西のNGNを利用するユーザと同等の条件で、他事業者のユーザも自由にNGN上のコンテンツ等にアクセス・利用できる仕組みが必要**である
- ②NTT東西と他事業分野での市場独占的な事業者による、**NGNを通じた排他的な結合の結果、双方の事業分野での更なる独占化が進まないような措置が必要**である（例えば、サービス規制や行為規制の強化等）

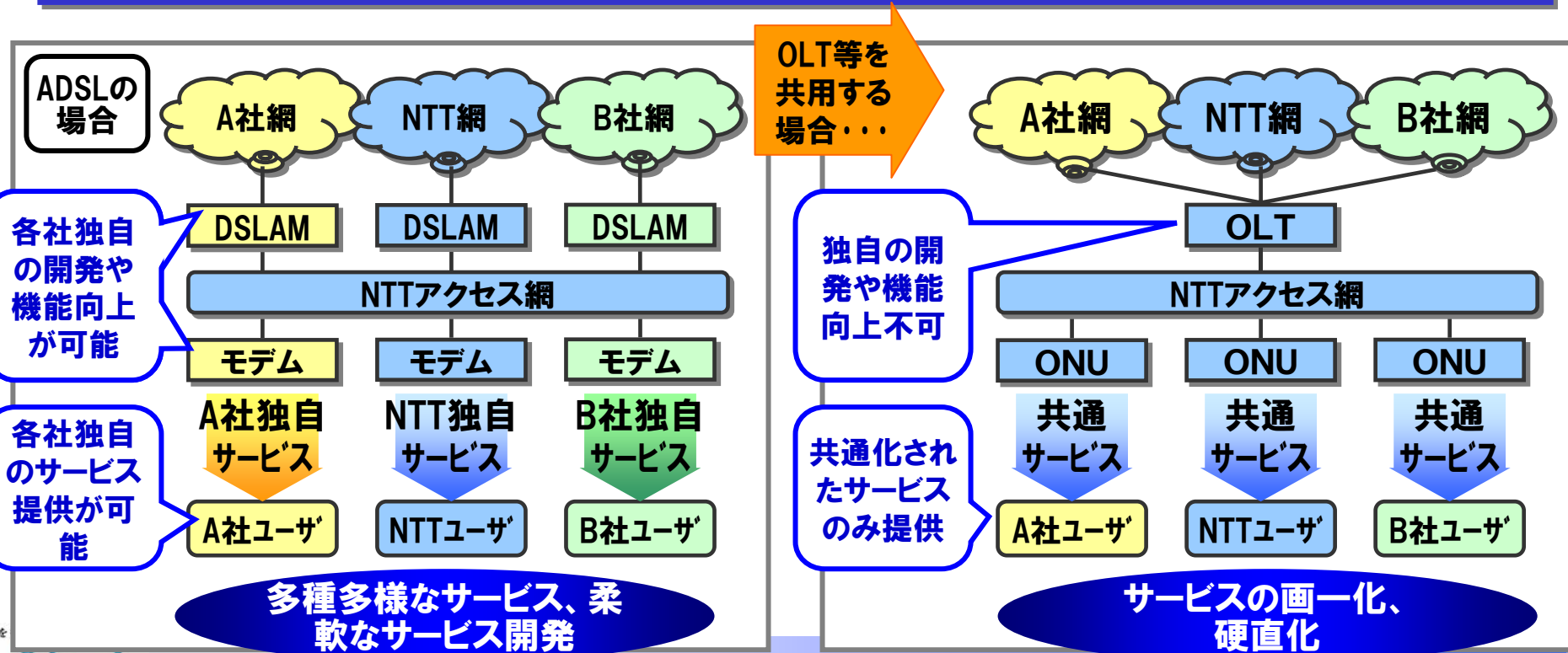


2. 分岐端末回線単位の接続料設定について ～（１）サービス競争上の問題～

ADSLサービスの場合と異なって、光信号伝送装置（OLT）やSWをNTT東西及び競争事業者が共用することで、

- ① 共用事業者間でのサービスが画一化する
- ② 各社独自の多種多様な品質・速度メニューや新サービスの開発ができなくなるため、結果的にアクセス網におけるサービス競争がなくなる

サービス競争がなくなることで、高度なサービスの享受といった更なる利用者利便性の向上を損ねる



2. 分岐端末回線単位の接続料設定について ～（２）設備競争上の問題～

- ①総務省のご努力により、アクセス網構築が可能であるにも拘らず、自前構築せず設備競争をしない事業者が安価・安易に調達でき、設備構築事業者と比べて競争上優位となる
- ②ユーザの利用率や利用期間等を一切考慮する必要がない等、設備構築リスク・解約リスクを負わずにアクセス網が入手可能となることは、設備構築事業者の設備構築意欲や新規投資意欲等を低下させる
- ③ユーザ料金の一時的な低減が期待できるが、実質的に設備競争を実現している電力系事業者は事業撤退を余儀なくされ、アクセス網におけるNTT東西の寡占化が進む
- ④設備競争の結果、近畿圏は全国平均を上回るFTTH世帯カバー率であることを鑑みれば、設備競争の縮退はFTTHの普及促進やデジタル・ディバイド解消にもマイナスの影響を与える

大手事業者だけが利する施策であるとともに、設備競争施策に基づき長期に亘る設備投資リスクを負いながらもエリア拡大や料金低廉化に寄与し、やっと事業継続に目処が見え始めた、地域で地道に設備構築を行っている財務基盤の弱い中小事業者（電力系・CATV事業者等）に対し、投資回収も全くできないまま事業撤退を強いることになる施策であり、従来の設備競争施策を否定するものである

結果、設備競争の縮退によるアクセス網の寡占化によって、将来的なユーザ料金の低廉化が期待できなくなる



2. 分岐端末回線単位の接続料設定について ～（3）実施すべき施策～

- アクセス網におけるサービス競争を現行どおり継続的に推進すべきである
- 設備競争の促進施策を継続・推進し、設備構築事業者のモチベーション維持・向上、ならびに目先の効果に囚われず、継続的かつ更なる料金の低廉化を目指すべきである

電波の有限性といった特性を有する移動体通信分野と異なり、**有線系のアクセス網については、事業者自らが自由に構築できる**ものであり、

- ・公共事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン
- ・NTT局舎内のコロケーションルール
- ・NTTのダークファイバー開放

等の活用によって**設備競争を維持・促進し、設備競争とサービス競争の適正なバランスのもと、多種多様なサービス提供・ユーザ料金の更なる低減を目指すことが必要**である

よって、分岐端末回線単位の接続料の設定は、ルール化すべきでない

1. NTT東西のNGNの扱い等について

- ① **公正な競争環境を実現するために**、依然として、加入電話に起因する市場支配力を有するNTT東西が、ボトルネック設備であるアクセス網と一体的に構築するNGNは、**指定電気通信設備として指定し**、NTT法に基づく活用業務認可と併せ、**サービス規制・行為規制を適用することが必要**である
- ② **利用者利便性の向上のために**、NTT東西のNGNを利用するユーザと同等の条件で、**他事業者のユーザが自由にNGN上のコンテンツ等にアクセス・利用できる仕組みが必要**である。また、**NTT東西と他事業分野での市場独占的な事業者によるNGNを通じた排他的結合がないような措置が必要**である

2. 分岐端末回線単位の接続料設定について

有線系のアクセス網については、事業者自らが自由に構築できる環境下にあるため、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図りつつ、ユーザー料金の更なる低減を目指す施策や企業努力を進めるべきである。よって、サービスの画一化や硬直化により**サービス競争をなくし、また設備競争を否定する当該接続料の設定はルール化すべきでない**